

公募（公募型プロポーザル方式）のお知らせ

委託業務名：三条大橋補修設計業務委託

令和2年6月
京都市建設局

公募（公募型プロポーザル方式）のお知らせ
「三条大橋補修設計業務委託」

受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和2年6月30日
京都市長 門川大作

1 公募対象業務に関する事項

- (1) 委託業務名
三条大橋補修設計業務委託
- (2) 履行期間
契約日の翌日から令和4年3月15日まで
- (3) 履行箇所
一般市道三条通
京都市東山区大橋町他地内
- (4) 概算予定価格
59,000千円（税抜）
最低制限価格相当額
39,400千円（税抜）
- (5) 公募のスケジュール
6月30日 公募
7月9日 資料配布期限・質問締切
7月15日 質問への回答
7月28日 技術提案書提出期限
8月上旬 一次審査結果通知
8月下旬 二次審査（ヒアリング（プレゼンテーション））
8月下旬 審査結果通知

2 応募者の資格に関する事項

応募者は次の資格要件を満たしていなければならない。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録において、「鋼構造及びコンクリート部門」及び「土質及び基礎部門」に登録していること。

- (4) 技術士法施行規則に規定する「建設部門」の選択科目において、「鋼構造及びコンクリート」に係る技術士資格を取得しているものを管理技術者及び照査技術者として配置し得ること。
- (5) 技術士法施行規則に規定する「建設部門」の選択科目において、「土質及び基礎」に係る技術士資格を取得しているものを少なくとも1人、担当技術者に配置し得ること。ただし、管理技術者が「鋼構造及びコンクリート」及び「土質及び基礎」に係る技術士資格を取得している場合は、担当技術者については上記の資格を要しないものとする。
- (6) 一つの契約において、次のア～ウの全ての要件を満たす委託業務を履行した実績があること。
- ア 「国」、「地方公共団体」、「地方道路公社法に基づく道路公社」又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等（高速道路株式会社法に基づく高速道路株式会社（それぞれ前身である各道路公団を含む））」のいずれかが発注したものであること。
- イ 元請けとして受託し平成17年度以降に完了したものであること。
- ウ 業務内容に橋長50m以上の道路橋（人道橋は除く）の動的解析を含む耐震補強設計業務が含まれていること。

3 配布資料に関する事項

(1) 配布資料

- ア 業務委託仕様書
- イ 受託候補者選定に係る審査基準
- ウ 技術提案書の記入要領
- エ 橋りょう台帳
- オ 設計図（昭和24年4月）

(2) 配布方法

配布資料は電子メールにより提供しますので、下記11に記載のメールアドレスまでお申し出ください。お申し出いただいた翌日（土日祝日を除く。）までに資料が送付されない場合は、下記11に記載の技術資料提出先まで電話にてお問い合わせください。

なお、技術提案書（様式1～7）のWordデータは京都市建設局建設企画部監理検査課のホームページ

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>) からダウンロードしてください。

(3) 配布期間

令和2年6月30日の午前9時から7月9日の午後5時まで

4 質問制度

- (1) 本プロポーザルについての問合せは、原則として書面（様式自由）により、令和2年

7月9日午後5時（市役所閉庁日を除く。）までに行ってください。また、問合せについては、郵送又は電子メールのいずれかの手段を利用し、着信確認を行ってください。郵送の場合は、期限日必着とし、簡易書留にて郵送してください。

- (2) 問合せに対する回答は、上記問合せ期限の翌日から起算して4日（市役所閉庁日を除く。）以内に、京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>）にて公開する予定です。

5 技術提案書の提出について

(1) 提出物

- ア （様式1）表紙
- イ （様式2）企業の能力等
- ウ （様式3-1）配置予定技術者（管理技術者）の資格等
- エ （様式3-2）配置予定技術者（管理技術者）の業務実績の本業務への応用性
- オ （様式4）配置予定技術者（照査技術者及び担当技術者）の資格
- カ （様式5）業務の取組体制等
- キ （様式6）技術的提案
- ク （様式7）価格評価に関する提案

(2) 提出部数

- ア～カ及びク：1部
- キ：10部

(3) 提出期限及び方法

令和2年7月28日午後5時までに下記の場所に持参又は郵送してください。これ以外の手段（FAX、電子メール等）による提出は受理しません。

※ 持参の場合は、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に提出してください。

※ 郵送の場合は、令和2年7月28日必着とし、簡易書留にて郵送してください。

6 ヒアリング（プレゼンテーション）の実施について

ヒアリング（プレゼンテーション）については、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として実施します。時間、場所等の詳細は対象者に別途通知します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ヒアリング（プレゼンテーション）はテレビ会議方式により実施する可能性があります。テレビ会議により実施する場合は、Web会議サービス「Zoom」により行うことを予定しているため、ヒアリング（プレゼンテーション）実施日までに機器環境（パソコン、Webカメラ、マイクスピーカー等）を整えてください。

※ヒアリング（プレゼンテーション）は1者につき概ね25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定しています。

7 受託候補者の選定

- (1) 受託候補者の選定は、提出された技術提案書の書類を評価及び審査し、応募者の中から最大6者を選定する一次審査と、一次審査で選定された者から受託候補者及び次点候補者を選定する二次審査により実施します。
- (2) 受託候補者の選定は、京都市建設局において、ご提出いただいた技術提案書の評価及びヒアリング（プレゼンテーション）の評価により行います。評価項目は、下記のとおりとします。

ただし、概算予定価格を超える金額を提出された場合又は最低制限価格相当額未満の金額を提出された場合は失格とします。

- ア 予定技術者（管理技術者）の業務実績
- イ 専門技術力の確認
- ウ 本業務に対する理解度
- エ 提案内容の的確性
- オ 価格
- カ 全般

8 選定結果の通知

- (1) 審査による選定結果は、技術提案書を提出した応募者に対し採点結果とともに文書により電子メールにて通知します。ただし、契約締結前であるため、社名の公表は差し控えますので、予めご了承ください。
- (2) 審査により選定されなかった場合には、(1)の通知を行った翌日から起算して2日間以内（市役所閉庁時を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））に京都市建設局に対して、非選定の理由に関する説明を求めることができます。この場合の請求は、文書（様式自由）により行ってください。
- (3) (2)に係る請求が行われた場合は、京都市建設局より、請求の書面を収受した日から起算して5日間以内に（市役所閉庁日を除く。）に文書により理由を回答します。
- (4) (2)に係る請求の文書の提出先は下記11の問合せ先とし、郵送又は電子メールのいずれかの手段を利用し、着信確認を行ってください。郵送の場合は、期限日必着とし、簡易書留にて郵送してください。

9 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者とは、評価した技術提案書に基づき協議を行ったうえで、業務委託仕様書を再度作成し、業務委託契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点の高い提案者と順次契約に関する協議を行います。
- (2) 提案内容を適切に反映した業務委託仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について提案を求めることがあります。また、必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがあります。
- (3) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、

契約を取り消すことがあります。

10 その他

(1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、その時点で失格となりますので、注意してください。

- ア 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるもの
- イ 指定された方法以外の表現手法が用いられているもの
- ウ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 技術提案書に虚偽の記載が行われているもの
- カ 上記7(2)の評価項目のうち、「ウ 本業務に対する理解度」及び「エ 提案内容の的確性」のいずれも0点と評価されたもの
- キ 概算予定価格を超える見積価格又は最低制限価格相当額未満の見積価格が記載されているもの

(2) 技術提案書に記載された配置予定技術者は、その変更合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、受託候補者選定期間中及び本業務履行期間中は、変更することができません。

(3) 技術提案書作成に要する費用は、応募者の負担とします。

(4) 提出された技術提案書は、返却しません。

(5) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを申請者に公開します。ただし、同条例第7条第2項に該当する場合を除きます。

(6) 技術提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。

(7) 第三者が所有する土地に、無断で侵入し調査等を実施しないでください。

(8) 相手方と契約を締結した後に、選定の結果、参加した事業者及び評価点分かる情報を京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページ

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>) に公表します。

11 問合せについて

手続等に関する問合せ先及び技術提案書提出先は下記のとおりです。

京都市建設局建設企画部監理検査課（担当：橋本，古戎）

電話 075-222-3548

メールアドレス kanrikensa@city.kyoto.lg.jp

所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地